

桜木東小学校生活向上委員会 会則

第1条 (名称)

本会は、桜木東小学校生活向上委員会と称し、事務局を熊本市立桜木東小学校に置く。

第2条 (目的)

桜木東小学校の子どもたちがより安全に生活しやすい環境を構築できるよう、児童・保護者・学校が連携することを目的とする。

合言葉「みんながハッピーになるために」

第3条 (会の構成、および選考方法)

本会は、前条の目的を達成するために次の会員で構成する。

児童（12） 5・6年生の各クラスから希望者を2名ずつ募る。希望者がいない場合は、生活安全委員会と計画集会委員会から補充する。1～4年生までの児童で希望者がいれば、3名まで参加できる。児童の参加人数は、最大で15名とする。

保護者（6） PTA執行部から3名。保護者から3名の希望者を募る。希望者がいない場合は、PTA執行部から補充する。

教職員（6） 教務主任（1）、生徒指導主任（1）、生活安全委員会担当（1）
計画集会委員会担当（1）、体育主任（1）人権教育担当（1）

※生徒指導主任と生活安全委員会担当を兼務している際は、もう一人の生活安全委員会担当が参加する。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「桜木東小学校くらしのきまり」の見直し・改善の協議
- (2) 「運動場のきまり」の見直し・改善の協議
- (3) 学校行事の見直し・新設・廃止・改善の協議
- (4) 委員会活動など児童主体の活動の見直し・新設・廃止・改善の協議
- (5) その他、学校をより安全に生活しやすくするための諸活動についての協議
- (6) (1)～(5)の内容について、校長へ提案を行う。

第5条 (役員)

- (1) 本会に、次の役員を置く。

委員長1名。副委員長2名。議長1名。事務局長1名。広報担当者1名。

- (2) 委員の選出は、次の通りにする。

- ①委員長は、生徒指導主任があたり、会を代表する。
- ②副委員長は、計画集会委員会担当とPTA執行部から1名選出する。
- ③議長は、教頭が行う。
- ④事務局長は、生活安全委員会担当があたる。
- ⑤広報担当者は、副委員長ではないPTA執行部から1名選出する。

- (3) 役員任期は、1年とするが再任を妨げない。児童・保護者・教師代表の任期は、4月1日～翌年3月31日とする。

第6条（役員の職務）

- (1) 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の際はその職務を代行する。
- (3) 議長は、委員会の司会進行にあたる。会議の際の議決権は持たない。
- (4) 事務局長は、庶務を担当する。
- (5) 広報担当者は、書会議の内容や決定事項について記録し、児童・保護者に報道する。

第7条（会合）

本会の会議は、桜木東小学校生活向上委員会（定例・臨時を問わず）とする。

- (1) 桜木東小学校生活向上委員会は、年1回開催し（原則として11月）、委員長が招集する。児童・保護者・教職員に行ったアンケートを基に、協議・検討事項として話し合いを行い、校長への提案を行う。提案内容について、会員の過半数（児童・保護者・教職員それぞれ。児童は7、保護者と教職員は4を過半数とする）を得た場合を提案事項として、校長へ提案を行う。
委員会は公開で行い、傍聴希望者は委員長の許可を得て、傍聴することができる。会員は、互いに対等・平等の立場に立ち、発言の自由も保証される。定例の桜木東小学校生活向上委員会は、原則として平日の放課後に行う。
- (2) 臨時の桜木東小学校生活向上委員会は、緊急な協議事項が発生した場合に、役員会で協議・判断し、委員長が招集する。その他の事項については、定例の桜木東小学校生活向上委員会と同一とする。

第8条（意見収集の方法）

原則として9月に児童・保護者・教職員にアンケート調査等を実施する。出てきた内容の精選や協議の優
先事項を、本校生徒指導部で行う。それを受けて、全校児童からもう一度意見を聞く。但し、臨時の場合はその限りではない。

第9条（会則の改廃）

本会則の改廃は、会員数の3分の2以上（15名）の賛成で行うことができる。

第10条（細則）

- (1) この会則に定めるものの他に、この会の運営や活動に必要な事項は、桜木東小学校生活向上委員会で定めるものとする。
- (2) 本会から出た提案について、校長は早急に結論を出すとともに、公表する。
- (3) 桜木東小学校生活向上委員会で、議題として取り上げる事項については、第8条において優先順位が決められたものを原則とし、桜木東小学校生活向上委員会運営委員会で決定する。
- (4) 一度、桜木東小学校生活向上委員会で審議し賛成を得られなかった内容については、その次の回で審議をしない。継続審議として決定された場合を除く

附則 この会則は、令和6年12月1日から執行する。